

発議案第35号

八千代市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年12月14日

八千代市議会

議長 江野澤 隆之 様

提出者	八千代市議会議員	嵐	芳	隆	印
賛成者	八千代市議会議員	木	下	映	実
	同	橋	本	淳	印
	同	林	隆	文	印
	同	堀	口	明	子
	同	松	井	秀	雄
	同	安	原	哲	印

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、八千代市議会委員会条例の一部を改正いたしたい。

これが、本案を提出する理由である。

八千代市議会委員会条例の一部を改正する条例

八千代市議会委員会条例（昭和42年八千代市条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「（常任委員会の名称，委員定数及び所管）」を「（常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管）」に，「（特別委員会の設置）」を「（特別委員会の設置等）」に，「（議会運営委員及び特別委員の辞任）」を「（委員の辞任）」に改める。

第2条の見出しを「（常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管）」に改め，同条を同条第2項とし，同条に第1項として次の1項を加える。

議員は，少なくとも一の常任委員となるものとする。

第6条の見出し中「設置」を「設置等」に改め，同条に次の1項を加える。

3 特別委員は，特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第8条中第3項を第4項とし，第2項を第3項とし，第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は，委員の選任事由が生じたとき，速やかに選任する。

別表中「第2条」を「第2条第2項」に改める。

附 則

この条例は，地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。